

## 改正臓器移植法施行後の脳死臓器移植例の検証についての要望書

2011年（平成23年）1月7日

日本弁護士連合会

### 要望の趣旨

改正臓器移植法（以下「改正法」という。）の施行により家族の承諾のみで臓器摘出がなされた事例に対して、「意思がないことを表示している場合以外の場合」の確認が果たして適正に行われたのか、またそもそも行い得るのかについて、迅速かつ適切に検証し、その結果を公表するよう強く求めるとともに、これがなされないまま今後も改正法に基づく臓器摘出・移植が進められるのであれば、改正法の施行の停止及び見直しをするよう要望する。

### 要望の理由

改正法は、2010年7月17日に施行され、以後、2010年12月4日までに、書面による臓器提供の意思表示を行っていなかった患者からの脳死臓器移植が21例実施された。

改正法は、本人が脳死判定及び臓器提供の「意思がないことを表示している場合以外の場合」には家族の承諾のみで脳死判定及び臓器提供を行うことができるようにした。しかし、「意思がないことを表示している場合以外の場合」であることを確認するのは極めて困難である。とりわけ家族が本人から何ら臓器移植についての意向を聞いたことがないとされているケースについては、その懸念が一層強い。

それゆえ、脳死判定及び臓器提供の「意思がないことを表示している場合以外の場合」であることを誰がどのような作業を経て確認したのか、脳死になった者がそれ以前に自己決定をなし得る状態にあったのか等が迅速かつ適切に検証されることは、改正法を施行するための最低限の条件である。

ところが、脳死下での臓器提供事例に係る検証会議でこれらの事例がいつ検討されるのかについてはいまだ全く決まっていない。

よって、当連合会は、改正法の施行により家族の承諾のみで臓器摘出がなされた事例に対して、「意思がないことを表示している場合以外の場合」の確認が果たして適正に行われたのか、またそもそも行い得るのかについて、迅速かつ適切に検証し、その結果を公表するよう強く求めるとともに、これがなされないまま今後も改正法に基づく臓器摘出・移植が進められるのであれば、改正法の施行の停止及び見直しをするよう求めるものである。